

事件番号 平成28年(行ウ)第225号

2016(平成28)年11月8日 準備書面(1) 目次

奥山妙子

- 第1 本準備書面(1)の主張概要----- 1
- 第2 「第2 請求の原因に対する認否」(答弁書2ページ)に対する認否----- 1
- 1 監査結果報告書の配達日について(第2 2(2))に対する認否
- 2 期間徒過に関する原告主張(第2 2(3))の説明
- 第3 「第3 被告の主張」(答弁書3ページ)に対する認否と反論----- 2
- 1 「1 関係法令等の定め」に対する認否
- (1)～(4)
- 2 「2 事実の経緯」(答弁書5ページ)に対する認否と反論
- 「(2)、(3)、(4)、(5)」に対する認否
- 3 「3 本件条例は適法であること」(答弁書6ページ)に対する反論
- (1) 「(1) 期末手当に関する条例の適法性についての判断基準」に対する認否
- (2) 地方自治法改正時の政府の判断、国会の質疑
- ア 政府の判断
- イ 国会の委員会質疑
- a～e 小括
- 第4 本件条例及びそれに基づく支出は違法である。----- 8
- 1 「(2) 議会に裁量権の逸脱、濫用がないこと」(答弁書6ページ)に対する反論
- ①地方自治法203条における規定が異なる。
- ②「杉並標記区特別職報酬等審議会条例」においても扱いが異なっている。
- ③ 行政委員会の非常勤の委員には期末手当の支給がない
- 2 「イ 国会議員に対する期末手当と同様の内容であること」に対する反論――「国会議員との権衡」の意味を問う
- (1) 国会議員との権衡とは何か
- ①国会議員と地方議員は法律上の立場が異なる
- ②歳費と報酬は税法上法的意味が異なる
- ③国会は地方議員に歳費を認めていない
- ④国会と地方議員の互惠関係と彼我の活動の違い
- (2) 本件規定のない特別区が3つある
- 「ウ 同様の規定は多くの他自治体でも設けられていること) に対する反論
- (3) 本件支出は違法である。
- (4) 基準日に在職する議員への支給が原則である
- ア「5 原告主張に対する反論」(答弁書8ページ)に対して説明する。
- イ(1)イ(下から2行目) 期末手当に毎月の報酬の後払い的性質があるという被告の主張は失当である。
- ウ 勤務の対価ではなく、勤務実態がありえない支給は違法である。
- (5) 条例改正が必要である
- 第5 「第4 求釈明」への回答-----14
- 第6 求釈明-----14